

様式第1(第15条関係)

会 議 録

会議の名称	第2回 和泉市文書館業務検討委員会
開催日時	令和2年11月19日(木)午後3時00分から午後5時00分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 小集会室
出席者	塚田委員長、佐賀副委員長、佐々木委員、島田委員、前田委員 事務局:生涯学習部 辻部長、辻野次長、文化遺産活用課 森下課長、乾総括参事、千葉係長、山下、永堅、細川、総務部総務管財室 門林総務担当課長
会議の議題	1. 文書館業務にかかる基本的な考え方について 2. その他(事務連絡等)
会議の要旨	1. 前回(第1回)の議論を踏まえ、文書館業務にかかる基本的な考え方について、事務局から提案した 2. 事務局案について審議を行った 3. 次回(第3回)については2月を予定
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	公開(傍聴者なし)

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

・司会（文化遺産活用課 細川）

ただ今より第2回文書館業務検討委員会を始めます。
開会にあたりまして、生涯学習部長の辻よりご挨拶申し上げます。

・生涯学習部 辻部長

本日はたいへんお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。委員のみなさま方におかれましては、日ごろより市史編さん事業ならびに文化財保護事業に格別のご支援、お力添えを賜り、心からお礼申し上げます。

最初に触れたいのが、新型コロナウイルス感染症です。昨日、東京の493人・大阪の273人を含め、全国ではこれまでで最多の感染者数となりました。こうした「第3波」が到来しており、昼間のニュースでは、東京では本日の感染者数が500人を超えと言われていました。一体どこまで感染が広がるのかと、非常に危惧しております。

昨日の衆議院厚生労働委員会では予防接種法及び検疫法の改正法案が可決されました。アメリカのファイザー社のものをはじめ、ワクチンの有効性は95%あるといわれています。来年の2月頃になりますと、流通・保管・接種の業務が一括して市町村に下りてくるということで、特別定額給付金と同様に迅速な対応が求められます。あのワクチンはマイナス75度で保管しなくてはならないということですので、どうしたらいいものかと懸念しております。

このような状況ではありますが、本市のホットな話題でいいますと、久保惣記念美術館の茶室庭園が、明日の文化審議委員会にて登録記念物の答申をうけるという動向もあります。あわせてご報告いたします。

第1回会議で色々なご意見をいただき、文書館の基本的な考え方について事務局で整理しました。本日は、より踏み込んだ議論をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

むすびにあたりまして、みなさまのご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。なお、他の公務がありますので、私は4時すぎに退出いたしますが、なにとぞご了承のほどよろしくお願いいたします。

・司会

本日の配布資料を確認いたします。次第・(仮称)いずみの国文書館業務に関する基本的な考え方について(案)・諮問書の写し・参考資料10と11です。

本日は委員全員にご出席いただきましたので、和泉市文書館業務検討委員会規則第6条第2項の規定により、この会議が成立していることをご報告します。なお、事務局からは今回より市史編さん室の永堅も出席しております。

それでは、以後の議事進行につきましては、委員長の塚田先生をお願いしたいと思います。

・塚田委員長

前回同様、この会議は非公開の要件がありませんので、公開にて開催したいと思います。また、会議録につきましても、みなさまのご確認の上で後日公開したいと思います。ご異議ございませんか。

・全委員

異議なし。

・辻部長

諮問書につきましては、本来であれば教育長の小川から委員長へお渡しするところですが、あらかじめ机上に配布いたしました。なにとぞご審議賜りますようお願いいたします。

・委員長

それでは議事に入ります。諮問事項として、「1. 文書館の基本理念について」「2. 文書館の役割について」「3. 文書館の機能について」「4. 文書館の体制、施設について」の4点が挙げられています。前回の「検討にあたっての論点について」を議論したことを踏まえ、事務局にて文書館業務の基本的な考え方について文章化してもらいましたので、本日と次回でその内容について議論したいと思います。第4回の会議では内容を確定させたいと思います。

それでは、事務局から資料について説明をお願いします。

・事務局(文化遺産活用課 森下課長)

「(仮称)いずみの国文書館業務に関する基本的な考え方について(案)」をご覧ください。

第1回の会議におきまして、事務局から論点を提示し、先生方から色々ご意見をいただきました。それを踏まえ、委員長と相談しながら事務局で文書館業務に関する基本的な考え方について文章化したものです。今回と次回の委員会でご検討いただき、第4回で答申をいただきたいと思っています。

まず、タイトルですが、これも全くの案です。参考資料10に、主に参考にした他自治体の事例を載せています。松江市は「整備構想」、安曇野市は「提言書」、郡山市は「報告書」という形ですが、タイトルも含めて委員の先生方にはご検討いただきたいと思っています。

前回の会議から少し構成を変更しております。「1. はじめに」は、この提言書の位置づけなどについて述べております。「2. 文書館の基本理念」は新たに加えたものです。「3. 文書館の役割」は、前回の論点整理の時には「基本理念」としていたのですが「役割」と変えました。「4. 文書館の機能」は前回「役割」として報告しておりました。「5. 施設、体制などについて」は、前は「機能」としていたところです。最後「6. おわりに」はまだ全く書いていませんが、今回と次回の会議を踏まえて、最後の「まとめ」や「むすびに」といった形でご提言いただきたいと思っています。構成については以上です。

主な論点については、参考資料10にありますとおり他の市町村なども参考にしまして、大体の論点を網羅できていると思いますし、前回の会議で指摘いただいた点も反映するよう努めています。

また、文体につきましては、「…しなければならない」と強く言っているところもあれば、「…が必要だ」と言っているところもあれば、「…を望みます」としているところもあり、文体や書きぶりについても、もう少し検討しなければいけないと思います。

それでは、中身に入ります。「1. はじめに」では、文書館開設の前提には市史の蓄積と公文書の管理や保存に関する全国的な動向があり、それを踏まえて和泉市第5次総合計画や和泉創発プランなどに文書館開設が盛り込まれたことを紹介しています。それらを前提に教育委員会からの諮問に応じて、文書館の開設に取り組むにあたり目指すべき文書館の姿や果たすべき役割・機能などに関する基本的な考え方について

委員会が提言を行うものであると、この提言書を位置づけています。

「2. 文書館の基本理念」が新たに付け足した部分です。理念としまして、1つは市史の成果を踏まえて、市民と行政が共に地域の歴史を調べ、学び合い、「わがまちのこれから」について考える機会づくりができる場を目指す、ということです。もう1つが、文書館の開設をするということの意味として、前回会議では挙げていなかったのですが、自治基本条例の前文などを踏まえて、市民と行政の協働を進め、郷土愛を育んでいくということを掲げています。その下の網掛けのところは、基本理念を分かりやすく、インパクトのある感じでまとめていただけるとありがたいと思っています。良い案が浮かばなかったのですが、仮に「過去に学び、現在を捉え、未来を見通す」と書いています。

以上のような理念に則り、「3. 文書館の役割」について(1)～(4)の4点を挙げました。この内容につきましては、前回とほぼ同じですが、(3)のところで、前回、市民生活や当時の世相を表すものも大事だという指摘がありましたので、その点について文言を追加しました。

「4. 文書館の機能」ですが、3の「役割」を果たすために必要な機能として、次の6点があると考えます。

まず「(1) 文書の収集、整理、保存、補修」です。こちらも前回会議でのご意見を踏まえて内容を充実させたものです。保存に必要な対策を施すということはもちろん、ボランティアの活動の例もありますので、市民と協働で作業を進めていける仕組みづくりについて付け足しました。

対象となる文書として、ア)イ)ウ)の3点を挙げています。

ア)は、地域の歴史、文化、産業などに関する文書ということで、古文書や近現代の資料、様々な団体の資料などを挙げています。旧家などに伝えられてきた江戸時代の古文書はもちろんのこと、座・寺・町会・水利組合・婦人会などの団体の文書も地域の重要な歴史資料です。しかし、そうした団体も役目を終えるなどして解散する例も出てきていて、文書を伝えていくということが難しくなっています。こうした文書も含めて文書館の取扱いの対象にしていくことを加えました。各種団体の文書については独立した項目にしようと思いましたが、実際の史料調査では古文書と近現代の文書が別々に出てくるわけではありませぬので、地域に存在している文書を一体として対象にしていこうということで、このような形にまとめました。

次にイ)歴史公文書ですが、先ほど言いましたとおり、基本的には前回と同じですが、市のあゆみだけでなく、市民生活の様子や当時の世相がわかるものという点を追加しています。本日も総務担当課長が出席しておりますが、歴史公文書については、現用段階からの適切な管理が大事だということは、前回の会議から指摘しているところです。また、そこからどういふものを歴史公文書として選別していくのかということについて、その基本的な考えも示しています。4ページの一番下には、原則として市制施行以前のもの、つまり旧町村役場の文書については、すべて収集の対象とすべきだということを記しました。次に、具体的にどういふ公文書を残すべきであるかということについては、次の5点を挙げています。「実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書」「市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書」「市民を取り巻く社会環境、自然環境などに関する重要な情報が記録された文書」「市の歴史、文化、学術、事件などに関する重要な情報が記録された文書」「このほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書」といった形でまとめております。

お手元の参考資料11ですが、前回の会議の時には鳥取県の資料をつけておりましたが、他の例もいくつか集めました。条例、要綱、あるいは選別の基準を別に設けるなど、どのように定めているかは色々ですが、内容については共通しているかと思えます。具体的に実際に何を残していくのか、どう評価選別していくのかということはこれからの課題ですが、基本的な方針としてはこのような方向になるかと思えます。こうした文書で

あっても、現用の文書については当然原課なり総務管財室なりの所管ということになりますので、文書館での取り扱いの対象ではないとただし書きをしています。

次にウ)行政刊行物は広い意味で公文書の一つということになると思いますが、『統計いずみ』などの統計書や、各課の色々な事業を進めるにあたってのパンフレットなどの発行もしておりますので、こうしたものも収集の対象になると考えています。以上、ア)イ)ウ)の文書について収集、整理、保存、補修するというのが一つ目の機能です。

次に「(2)文書の調査研究」です。単に文書を集めるだけでなく、調査研究をしていくということが大切です。この点についても、前回の議論を踏まえて、レファレンスサービスだけでなく、市民自身がより主体的かつ積極的に調査研究に携われるような仕組みの必要性についても加筆しました。また、文書館としても、市史編さん事業で行っているような「地域における歴史的総合調査」を続けていくべきだということも書き加えております。

3つ目の「(3)文書の公開、レファレンス」です。ここについても前回の議論を踏まえ、専門知識を有する職員によるレファレンスが重要であるということや、広く世界に開かれた地域史の発展のためにデジタルアーカイブの公開についても検討していかなければならず、そのためにまずはマイクロフィルムのデジタル化などを進めなければならないということを書き加えました。それから、公開につきましては、文書館にある資料は、地域の歴史を跡づける公共財としての性格を持つため、原則として公開すべきであると考えます。ただし、無制限には公開できないので、制限を設ける場合もあるということも記しています。調査をしてからだいぶ時が経っているものもありますので、「二回り目のケア」について前回の議論でご意見をいただきましたが、調査済みの史料の所有者へのフォローもあわせて進め、公開の準備を進めていくべきだということも明記いたしました。

「(4)調査研究成果の共有・情報の共有」ですが、前回の会議では「普及啓発」としていたのですが、表現が如何かという意見がありました。事務局のほうで良い案がなかなかまとまりませんでしたので、ひとまず「調査研究成果の共有・情報の共有」としました。内容は前回とほぼ同様です。

「(5)文書の保全」は新たに加えたものです。近年、全国で災害が相次ぎ、歴史資料や文化財が被災していることはよくご存じだと思います。そうした被災時のフォローも必要だということで、今回書き加えたものです。

「(6)市史の刊行」ですが、市史編さん室で刊行を進めています『和泉市の歴史』の刊行についても文書館に事業を引き継いでいくということになります。また、文書の収集や調査・研究をしていく中で、市史の叙述を重ねていくことになると思います。

それぞれ連動しているところが非常に多いですが、文書館の機能について、以上6点にまとめました。

次に「5. 施設、体制などについて」ですが、「(1)人材」について、専門職員の充実が必要であることに加えて、前回の議論を踏まえて市民研究員であるとかボランティアなどについても検討すべきだということを追記しました。

また、「(2)施設」につきましては、今の市史編さん室を発展させると考えれば、閲覧スペースが必要になってきますし、将来的に歴史公文書を引き受けていくことになるので、書庫スペースも重要になります。そういったことを見据えた整備をするべきだということ指摘しております。

「(3)設置場所」につきましては、前回「まなびのプラザに」を候補にして検討していると言いましたが、それも意識しながら、交通の便が良く利用者が訪れやすい場所であるとか、他施設との連携がしやすい場所が望ましいという形でまとめました。

最後「(4)運営協議会の設置」は新規ですが、開館したあかつきには、有識者を交えた協議会等が必要だということを指摘しております。

「おわりに」は、今回と次回の議論を踏まえてまとめの文を載せたいと思います。

駆け足になりましたが、前回から変更した点を中心に報告しました。前は項目を出しただけですが、委員長と相談をしながらたたき台として文章にまとめたものです。以上です。

・委員長

ありがとうございました。前回の議論がじゅうぶん反映されていると思いましたが、項目立てについても今回のものの方が良いと思います。

「基本理念」が土台としてあり、その上に立つ「文書館の役割」、そこでの「役割」というのは社会的な役割、社会の中でどういう意味があるのか、どういう位置づけなのかという意味の「役割」であると理解できると思います。そして、「文書館の機能」というのは、文書館そのものが果たす色々な業務イコール機能のことだと思います。そういう意味で、前回の項目立てより今回のほうがよりはっきりしているのではないかという印象です。6点にまとめられた「機能」についても、前回の議論を踏まえて適切なかたちで指摘いただいているのではないかと思います。

「はじめに」ですが、私は市史編さん大綱を作るときにも参加しておりましたので、その時のことを思い出しました。特に市史本編の刊行と史料の保存・活用を「車の両輪」として進めるということについて議論したことを思い出しています。その具体化として、市史の調査研究を本編の完結以降も補足継続する、史料の収集・保存・活用の機能を備えた施設・機構を整備することが必要だということが編さん大綱で挙げられています。「車の両輪」の具体的なところが当初から意識されながら事業が進められてきました。それから、公文書管理をめぐる国の色々な動向も踏まえて、今回、こうした形の「いずみの国文書館」が構想されているわけです。

前回配られた他市の事例をもう一度見直しましたが、それぞれの経緯の上に立って、それぞれの館が構想されているという印象を強くしました。そういう意味では、和泉市の文書館は、和泉市の条件やこれまでの蓄積の上に立って構想されるということが、とても大事ではないかと改めて思います。

「基本理念」のところでも、前回会議での指摘を踏まえて、公文書に関して、過去の市民生活に関する資料について加筆されましたし、全体がその基本的な「いずみの国文書館」の理念に立った提言案になっているのではないかと思います。

このほか具体的なところについても、みなさま色々ご意見があろうかと思いますので、出していただければと思います。

・佐賀副委員長

最初に、記述の前提になっている事実関係を確認したいのですが、8ページに「和泉市災害時受援計画」に掲げる「地域文化財レスキュー」とあります。これについて説明していただけますか。

・事務局(森下課長)

「和泉市災害時受援計画」というものは今年の1月に策定されたもので、市域被災時に援助を受ける際の計画について全庁的に決めたものです。文化財関係でいいますと、文化財の罹災状況の確認や、被災資料の救出・保存・修復などの「文化財レスキュー」を行う必要があります。東日本大震災や阪神・淡路大震災や

各地の水害でも歴史学会や大学などが支援活動をしました。そうした支援の受け入れも文化遺産活用課として行っていくことをこの「受援計画」で謳っております。当然、課全体としてやっていくことですが、文書館では紙モノを中心に支援の受け入れをしていきたいと考えています。具体的には、大阪自治体史連絡協議会と連携したり、古文書講座や歴史サークルなどに協力をお願いしたり、合同調査を行っている大阪市立大学や桃山学院大学や大阪大谷大学とも日ごろからお付き合いがありますし、関西の歴史研究者で構成されている歴史資料ネットワークなどとも連携して文化財レスキューを行っていくということを、「受援計画」の中で謳っています。

・副委員長

「拠点」というのは、基本的に市域が被災したときに文化遺産活用課が拠点になるということですね。こういうものがあると、いざというときにスムーズに支援を受け入れることができますし、こういう機会に民間史料がたくさん出てくることもあります。そうした史料を行政が責任を持って受け入れる、あるいは少なくともそういう協議ができるようにするために、有意義な計画に盛り込んでいただいたと思います。また、災害の問題を提言の中に入れることはとても有意義だと思いました。

委員長もおっしゃったように、前回会議の議論が随所に盛り込まれていて、先ほどの災害の問題なども含め、全体に行き届いていてバランスが良いと思いました。

ただ、5ページの上にならされている、現用の公文書については対象外を明文化しているのですが、このあたりをどう考えればよいのかが議論になるのではないかと思います。もうひとつは、6ページの下の方ですが、公開について、「原則公開」ということは謳っているのですが、「必要に応じて公開を制限」とか「むやみに公開を制限するのではなく」など、行きつ戻りつ書いているように感じます。「原則公開」と言うだけでは済まないような書き方を意識的にしているのか、このあたり、どういう考えで書いているのでしょうか。私個人としては、どちらかという地域外から研究者として文書を使う立場で考えるので、「原則公開」とだけ謳えばいいのではないかという気がします。そのあたり、原案を作った事務局や塚田委員長のお考えを説明していただけたらと思います。

大きな論点としてはこの2点だと思います。他にも色々あるとは思いますが。

・事務局(森下課長)

まず、現用文書の取扱いについてです。ここでは、歴史公文書でない現用のものについては、文書館の収集の対象外であると書いております。ただ、歴史公文書として受け入れていくためには、現用段階からきちんと管理をしていくことが必要ですので、公文書のライフサイクルを整備しなければいけないということを4ページに書いています。ただ、それはあくまで原課なり総務担当課なりの仕事であって、文書館の仕事は評価・選別をして歴史公文書を引き継いでくるということですので、文書館の「守備範囲」を明確にしたということです。

それから、6ページの下の方の「公開」についてですが、ここはなかなか難しいところです。我われも「原則として公開」が大前提だと思いますので、冒頭にそのように書きました。公開が大原則ではありますが、国立公文書館の基準では個人情報を含む文書についても30年経過したら原則として公開するということですが、個人情報の種類によっては50年、80年、110年経過してから公開するなどという基準を設けています。公文書についてはそうした観点が必要ではないかと思えます。地域の古文書につきましても、「自由に使ってください」と市に寄贈されているものについては、そのようにすればいいのですが、寄託史料や、調査のために借用して撮

影後に返却しているような史料については、所有者さんの思いが色々あります。公開を望まれない場合もありますので、そこはなるべく公開を了解してもらうために前回の会議で出てきた「二回り目のケア」をしなければなりません、そうした所有者さんの思いには配慮しなければならないということで、このように書いております。

・委員長

確認ですが、5ページの「これらに当てはまる文書であっても、現用のものについては」ということですが、保存年限がきた公文書については自動的に現用でなくなるというわけではないというケースもある、市の必要上現用文書として原課にとどめておきたいというものがあるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

・事務局(森下課長)

たとえば、原則として10年保存の文書は10年経過したときに廃棄しますが、歴史的に重要なものは文書館へ引き継ぎましょうということです。ただ、原課が引き続き仕事に必要だというものについては、保存年限を延長して引き続き原課で保存していくということです。

・委員長

そして、保存年限を延長して保存しつづけていた文書についても、当面の仕事には必要なくなるという判断は原課のほうで行うということですね。そうでなければ、「これらに当てはまる文書であっても」というところの意味が理解できなくなります。保存年限を経過したらすべて廃棄または文書館へ移管するという意味合いではないですね。

・事務局(森下課長)

廃棄するもの、文書館に引き継ぐもの、引き続き原課保存するものの3つに分けられます。

・委員長

それから、2点目については、私は「地域の歴史を跡づける公共財」という認識が重要なのではないかと思います。個人的な文書についても、この認識を共有することが大事だと思います。たとえば黒鳥村の文書では、文書の筆筈のところに、「村方御大切書類」と書かれてありました。庄屋から次の庄屋に引き継がれるなど、所蔵は家だけれども、村の公共財であると言えます。その所有についての認識と、文書の持つ歴史的な意味をうまく理解をすり合わせるようにしていく必要があります。「文書を後世に伝えていくことの大切さを周知していく」ということの中には、文書は地域の公共財なのだという認識を育てていくという意味があると思います。婦人会や座の史料など、そういったものも含めて、総体として地域の歴史を描いていく、そこに暮らす人たちが自己認識を深めていく、そのため素材となる公共財なのだということが大事なのではないかと理解します。

・事務局(森下課長)

実際、調査で蔵の中を見せていただいたら、江戸時代のものも近現代のものも出てくることも多いです。その中には村の史料や水利の史料などの地域の公共的な史料もあれば、おじいさんの通信簿があったりしま

す。「それは人に見せないでほしい」ということもあります。それだけ抜き取って調査するわけにはいきませんので、まるごとお借りしてくるのですが、そのように言われるケースはありますね。それが公共的なものだとご理解いただければ所蔵者の方も「使ってください」と言ってくれるのですが、その中に個人的なものも入っていますので。

・委員長

その通信簿なども、その当時の社会的なあり方を知るためには大事なものだという理解もできます。「文書を外に出したくない」という所有者のご意向を無下にはできませんが、そのご意向と地域の公共財という認識をすり合わせる必要があると思います。

・事務局(森下課長)

地域の公共財という視点で「二回り目のケア」をしていくことが大事なのではないかと思います。

・副委員長

具体例として引き合いに出して申し訳ありませんが、前田委員のお宅の史料であれば、うちの卒論生が利用させていただいた史料のように、地主・小作関係が分かるようなものがあります。これはかなりプライバシーに関わる史料ですが、同時に日本の近代、あるいは市域における地主経営や地主制の姿を明らかにするためにはとても重要な史料です。前田委員の場合はご了承いただいて利用させていただきました。通信簿のようなものはかなりプライベートなものかもしれませんが、プライベートなもの、村のものと、またその中間くらいのものがあると思うので、このやり取りを聞いて前田委員ご自身がどう思われるかご感想をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

・前田委員

子孫の方は今も地域に住んでいらっしゃいます。過去のものというのは良いことばかりではなくて、色々なことがあるわけです。その地域に住んでいる人が見られたら、「あの家のことだな」ということは分かるので、佐賀先生からお話をいただいたときは本当に悩みました。あれは比較的近い時代のものですが、江戸時代のものであっても良いことばかりではなくて、ご子孫の方がこれを見られたらどのように思われるだろうか、という思いは今でもあります。

・副委員長

そういう意味でいいますと、「地域資料一般」とか「公文書一般」ということではなくて、市史でこれまで合同調査など色々な取り組みをして、色々なお宅から史料をお借りしたり寄託を受けたり、あるいは寄贈を受けてきた和泉市史の取り組みを踏まえた書き方としては、色々な事情で書いているひとつの形なのかなと思います。その点では、公開あるいは地域の公共財であるという考え方が、ここで共有されていればよいかなと思います。やはり所蔵者が嫌だとおっしゃるものを無理に公開してはならないと思うので、これまでの経緯を踏まえた書き方だといえるのかなと思います。

ただ、一つだけ言いますと、やはり「時の経過」というものをもう少し明文化してもいいと思います。最終的にどうするかは和泉市の判断だと思いますが、当委員会としては国立公文書館が掲げている「時の経過」を踏ま

えた書き方が必要だと考えます。この提言書案では「公開制限を有期にするなどの対応も考えられるでしょう」とややゆるやかな書き方になっています。所蔵者の方が代替わりするなどして、判断がつかなくなってしまう場合には、ある程度一定の基準で公開・非公開の判断をするということも必要だと思います。「時の経過」を踏まえた考え方を取るべきだとか、導入するということも有力な考え方であるという書き方にしても良いかと思えます。

・委員長

地域の公共財という認識を所有者の方とどうやって共有していけるのかということが大事なのではないかと思います。

・佐々木委員

判断に迷ったりしたとき、あるいは色々な意見が出たときに、委員会などの議論できる場を設けておくのがいいと思います。何か困ったときに議論できる場というか、お互いの意見を刷り合わせる場というのが必要かと思えます。どういう委員会にするのかはまた別の話ですが。

「時の経過」というのは当然必要だと思います。しかし、その「時の経過」の「時」が、研究者の「時」と所蔵者の「時」と、それから地域の事情と館の事情と色々な事情が違うときに、やはり館だけにそれを考えてもらうというよりも、そういうことが協議できる場を設けられるような一文が入っていたら非常にスムーズになると思います。

・事務局(森下課長)

それは10ページの最後で、とりあえず「運営協議会」と書きましたが、何らかの会議が必要かということで書いたところですので、この会議の議題のひとつになるかと思っています。

・委員長

他の論点でも構いませんので、何かありましたらご意見をお出しください。

・佐々木委員

「デジタルアーカイブの公開も必要でしょう」というのが突如として出てきて、デジタルアーカイブの話がマイクロフィルムのデジタル化にだけ繋がっているの、このあたりもう少しうまく書けないかなと思います。

当然、デジタルアーカイブの話は、市史関係だけではなくて、これからはボーンデジタルの公文書も出てきますので、否応なしに挙がってくるのではないかと思います。ですから、デジタルアーカイブについてどのように書くか、また、提言書のどこにデジタルアーカイブについて書くかというのがとても難しいと思います。

デジタルアーカイブについて盛り込んだのは良いのですが、ここに急に出てきたという印象です。それが何か、次にどうなっていくのかとなると、電子決裁の話をするにしても最後にデジタルアーカイブについて少し触れておくなり、また「このような情報化時代の中で」とか、あるいは「公文書についてもボーンデジタルの時代になって」、「デジタルアーカイブが当然必要になってくる」という文章にしておくといいかと思えます。

デジタルアーカイブは改めて考えないといけなくなると思います。そこで、議論の余地を残しておくといいたいと思います。

・委員長

「(3)文書の公開、レファレンス」というところで、他にないかありますか。

私自身は、デジタルアーカイブの公開は重要だと思いますし、世界に開かれる必要があると思っているのですが、同時に「地域に根ざす」ということの重要性があると思います。どこにでもある村の史料の一つとして使うのではなく、地域の歴史の総体と絡み合うような形で、史料が自由に使える条件としてのデジタルアーカイブという理念が重要なのではないのでしょうか。それは、世界に開かれたと同時にもちろん地域にも開かれるわけですので、地域にとっても便利になって良いことだとは思っています。ただ、それが宙に浮かないようにしていくための仕組みであるとか、理念も一緒に考えなくてはならないと思います。

それでちょっと思い出したのですが、ドイツ人のマーレン・エーラスさんという方が越前大野藩の歴史を研究していました。ドイツ人であるエーラスさんが、日本の地域史を学ぶのはどういう意味があるのか、あるいは地域史は誰のものか、という問いを立てられ、それは地域に住んでいる人たちのものであると同時に、地域の人たちだけのものではなく、世界に開かれたものだと言及されており、とても印象に残っています。そういったところから、今言ったような、地域に根ざしつつ広く世界に開かれた地域史をどう実現するか、そういう理念に裏打ちされたデジタルアーカイブが大切なのかなと思います。

・佐々木委員

そうすると、なおさらデジタルアーカイブについては別のところに記述すべきではないかと思えます。今後議論が出来るような余地を残して、独立した項として書いてはいかがでしょうか。

私も塚田先生と同じように思います。私もそうなのですが、デジタルアーカイブをカタログのように使ってしまう傾向があります。便利だから余計にそうしてしまうのですが、検索してヒットした史料だけを見るというような使い方になってしまいます。地域史に根ざしたような文書館のアーカイブのつくり方について議論する必要があると思います。ですから、そういったことが可能な書き方をすればよいと思います。段落を変えるだけでも、また場所を変えるだけでもずいぶん違うと思います。

レファレンスがひじょうに重要だということも、文書館としては必要なことですし、インターネットを使った情報化の時代の中で、こちらからだけでなく市民からも双方向に情報発信ができる時代ですから、そういうことも含めた「新しい時代の情報化社会の中で」というような形でデジタルアーカイブを位置づけられておけばいいと思います。

・委員長

そうですね。段落を変えるだけで随分印象が変わりますね。

・事務局(森下課長)

ご指摘いただいたような、デジタルアーカイブという観点が非常に大事だと思うのですが、具体的にどうすればよいのかはまた難しい問題です。デジタルアーカイブで目録を公開したり、主な史料の画像を公開するだけならすぐにできるかもしれませんが、本格的なものを構築しようとすると、限られた予算の中でどうするかという問題もありますので、確かに今後議論ができるような余地を残した形で、ここでは基本的な考え方として提示しておこうと思います。

・佐々木委員

デジタルアーカイブの話は、好むと好まざるとに関わらず、開館の頃には必ず出てくると思います。

・事務局(森下課長)

前回の会議で申しましたが、本市では電子決裁システムが導入されています。紙の文書はまだ残っていますが、原則的には電子決裁となっています。将来的には、たとえば10年経過した公文書がすべてデジタルになっていて、デジタルデータで公文書を評価・選別していかなくてはならなくなります。そのあたりの位置づけももう少し考えたいと思います。

・佐々木委員

もうひとつ、デジタルアーカイブになったときに、量が飛躍的に多くなると思います。今の社会では、デジタルになったとたんに情報量がひじょうに増えます。今は動画も残せるようになっています。それも組み込んだデジタルアーカイブを考えなくてはなりません。デジタルアーカイブだけでまた議論が必要かになると思いますので、ここでは、大きな考え方を示して、そうしたことを考える余地があるということを入れていただければよいかもしれません。

・島田委員

2つのことを申したいと思います。今までの議論はそのとおりだと思って聞いていました。その上で言いますが、「地域の歴史を跡づける公共財としての性格を持つ」というのが前提になっているようなところがありまして、実は、これ自体が大事な認識なのではないかと思います。これは、これまでの市史の事業を通じて獲得してきたものです。文書館の機能を書いていることは、一般的なことにとどまっているようにも思えます。公共財としての認識については、どこかで論を展開されてもいいのかなと思いました。

公共財としてというのは、実はこれは文書を利用する者に求められる認識でもあると思います。「啓発」という言葉は色々問題がありますが、利用者、市民へのメッセージを発していく必要があると思います。そういうことがひとつの論点になるのではないかと思います。

もうひとつは、この文書はこの検討委員会の答申になっていくもので、どこまで書くのかということもあるのですが、たとえば先ほどの公開の基準について合議する場であるとか、そういったことは制度に関することだと思います。そういうことを書いていないなということが、ここまで読んだ感想です。この施設を成り立たせる制度としてどういうものを想定するのかということが書いてあってもいいのではないかと思います。

・事務局(森下課長)

制度というのは、条例や規則のことでしょうか。

・島田委員

そうです。設置条例が目指すべき方向ではないかと思います。市議会に認めてもらって設置するということですね。運営協議会の設置ということもそうだと思います。それから、公開をめぐる制度です。先ほどから「時の経過」ということが言われていますけれども、これは情報公開制度とは別立てのものを作ることですね。そういうことも盛り込まれてもいいのではないかと思います。

・事務局(森下課長)

どういふ条例や基準を作っていくのか、具体的な中身についてはこの委員会の提言を踏まえて考えていかなければならないと思っています。

文書館を地方自治法上の「公の施設」と位置づけて条例化すべきだということは盛り込んでもいいかと思ひます。前回の会議でも申しましたが、候補として挙がっているまなびのプラザでいずみの国歴史館と一体的に総合博物館を目指したいという思ひもあります。そうなりましたら、今ある歴史館条例を改正して、そこに文書館の機能を位置づけていくことになりましすし、また別の場所ということになりましたら、新たに文書館の設置条例を設けなくてはならないと思っています。したがって、どういった形になるかということについては、まだ分かりませんが、「こういふことも考えなくてはならない」ということについては、ご指摘いただければ良いと思ひます。

・副委員長

細かい点ではあります、いくつかあります。

表現とか、場合によっては考え方に関わる点でもあるのですが、まずは「文書館の役割」のところの3番目です。ここの表現についてですが、「知る機会を保障する」という書き方をされていますが、より強い表現として「知る権利を保障する」と書くということも考えられると思ひます。

それから「4文書館の機能」のところですが、(1)の文中「市民ボランティアによる活動の例もあります」と書かれています。市民との協働を考えると、ともすると作業的なお手伝いにあたってマンパワーをお借りするというに終わってしまうという問題があります。学習要素を含んだ協働という表現が入れられないかなと思ひました。もちろん、作業的なことでお手伝いいただくような場合もあるかと思ひますが、その中でも、文書館がどういふ機能を持っている施設なのかということに理解を持ってもらいながら、作業をきっかけに色々考えたる学んだりするよふな、そうした契機のある協働のしかたが考えられるよふな表現があるとよいと思ひます。たとえば「学習の要素を含んだ協働」とか、そういう言い方ができないかと思ひました。

それから6ページの冒頭に「総合的な調査研究は、文書史料の理解を深め、地域の歴史像を豊かにするものでもある」と書いてあります。ここでは市民協働という言い方はしていませんが、総合調査は地元と協働して行ってきたものだから、実質的には市民協働といえるものです。そういう一言を加えてもよいかと思ひました。

そこから少しさかのぼりますが、「(2)文書の調査研究」の最初のほうで、「市民やほかの研究機関」という書き方をしています。ここでは久保惣記念美術館などが想定されているのかもしれませんが、「大学、博物館、資料館などの調査研究機関」という言い方で、やはりこれまでの実績を踏まえて「大学」というのを入れてもいいのかなと思ひました。

以上、より積極的な表現をするという方向で変えてみていいかと思ひます。

・事務局(森下課長)

1点目は、より積極的な表現となるよふ考えたいと思ひます。「知る機会」を「知る権利」でいいかどうか検討しましす。

2点目のボランティアの位置づけですが、「4文書館の機能」の「(1)文書の収集、整理、保存、補修」というところに書いてありますので、あえて学習的なところというのは書いておりませんが、5ページの下のほうで「市民

「研究員制度」について書いていますし、「(4) 調査研究成果の共有・情報の共有」のところで「やがて市民による歴史研究へと発展」と書いています。委員のご意見の意図はよく分かります。「文書の収集、整理、保存・補修」では、そういう書き方になっていますが、全体の中でご趣旨は活かされていると思います。

市民との協働ということで、合同調査の位置づけも、地元の町会と連携していますし、また、博物館等との連携についても進めていきたいと思っています。大学については、先ほどの「受援計画」でもお話ししましたとおり、実際、大阪市立大学や大阪大谷大学と連携しておりますし、桃山学院大学とも博物館実習の受入れなど色々な形で連携している実績がありますので、それらの蓄積を踏まえた和泉市ならではの形を考えてみたいと思います。

・副委員長

4の(1)について言えば、尼崎市の史料館でも行っていたことですが、写真資料は研究者よりも市民の方のほうが「これはいつごろの何々だ」などと分かると思います。

・事務局(森下課長)

今、『和泉市の近現代』の編集をしております。つい昨日も「これは昔の横山病院の写真だ」と渡された写真が、本当にそうなのかと思って地元出身の職員に聞いてみたら、お父さんに確認してもらえました。ですから、そうした作業は我われでは分からないこともありますので、やはり市民の方のほうが向いていると思います。たまに広報から古い写真を貰ってきてキャプションが間違っていることがあったりしますが、地元の方が「違よ」と教えてくださったりすることもあります。写真整理もただの整理作業に留まらず、写真を整理する中でその写真の内容をしっかりと確定していくということが必要だと思います。

・副委員長

そういう意味では、やはり協働ですね。市民と協働することで、館の職員も学ぶということですね。そうした学び合いの要素を持った協働というのは、整理などの作業であっても生まれるという、そういう考え方で書いていくといいのではないかと思います。

・佐々木委員

そうすると、この「市民ボランティアによる活動の例」という文言はいらないのではないかと思います。「文書の整理や補修などの作業にあたっては、市民と協働して」としたほうがいいのではないのでしょうか。ボランティアという言葉を入れると、下手をすると「人をタダで使おうとしているのか」と読めなくもないと思います。ですから、「市民ボランティア」の箇所は外したほうがおっしゃる意味がよく分かると思います。

・前田委員

この「ボランティア」という言葉にずっと引っかかりがありました。ボランティアというのは良いことだという思い込みがあるので、この言葉を使うと一見すると良いように見えます。しかし、ボランティアというのは色々ともあります。ですから、外してしまったほうが良いと思います。

・副委員長

そうすると、「作業にあたっては、市民と協働して作業を進めていける仕組み」としたほうがいいですね。

・佐々木委員

たぶん、そのほうが意図がしっかり伝わると思います。

・事務局(森下課長)

趣旨はよく分かります。

・佐々木委員

たぶん、自然にボランティアになっていくものだと思います。場合によっては募集することもあっていいとは思いますが。

・前田委員

色々な講座が開催されていて、とても熱心な市民の方もたくさんいらっしゃいます。きっと募集すればたくさん応募してくださると思います。ただ、それを「ボランティア」と言われてしまうとちょっと…。

・事務局(森下課長)

我われも「市民との協働」といったときに、単なるお題目ではなくて実際にできる条件は整っているということにはよく感じております。

・前田委員

今までの積み重ねでそういった素地はできていると思います。

・島田委員

先ほどのことについて付け加えたいのですが、市民自身が文書を研究対象とし、学習なり勉強をしていくということをどう読み取ったらよいだろうかということがポイントのひとつだと思います。たとえば、「(4)調査研究成果の共有・情報の共有」に書かれていることは、講座であり、研修であり、展示ですね。市民が自分自身で何かをするわけではないという感じです。

市民が使える基本的な文献が揃っている、というイメージが私にはあります。今、市史編さん室で図書を購入できていませんよね。したがって、そうした図書を購入して基本的な文献を揃えるというような、「学習の場づくり」をするというような要素があってもいいと思います。市史をこれだけ刊行しているのだから、他の自治体史など交換で貰う図書もあるでしょうし、そういうものを公開していくという、「学習の場づくり」を明確に打ち出したいなと思います。

・事務局(森下課長)

閲覧室を単に史料を出納する部屋にするということではなく、色々な調べものや研究ができるというスペースにするということですね。

・島田委員

あとは、研究レベルの話ですが、先ほど大学との連携ということもありましたが、たとえば上野輝将さんが彦根市史を研修先にされたことがありました。そういったことができるかということも考えたい。研究者の内地留学先といえますか、そこまでできればすごいと思います。

・委員長

5ページから6ページのところで、「こうした総合的な調査研究は、文書史料の理解を深め、地域の歴史像を豊かにするものでもあります」という書き方をしているのですが、墓地調査や聞き取り調査やフィールドワークなどの調査については、歴史公文書や古文書をどのようにして活かすかということの関係において位置づけるということが必要ではないかと思います。こうした調査を行っていくことは大切ですが、メインではないと思います。そのところの位置づけが、「でもある」という書き方に表れていると思います。

さきほど副委員長が言われたように合同調査のような形で、地域の人たちと一緒に取り組むことによって史料が「発見」されたり、あるいは歴史認識が共有されたりしていくということ自体は意味があると思います。それを文書館の機能として明記するということは重要ですが、「総合的な調査研究」はそういう位置づけがよいのではないかと思います。

それから、「外部の研究者」というのはどこに書いていましたでしょうか。

・事務局(森下課長)

5ページの「市民やほかの研究機関」というところですね。当初の案では、「市民や外部の研究者」としていたのですが、「外部の研究者」という表現が如何かという意見が出たので、本日の資料では「ほかの研究機関」と修正しております。

・島田委員

飯田市の市民研究員のようなものを想定しておられるのですか。

・事務局(森下課長)

そのようなものを想定はしておりますが、具体像はまだです。

・委員長

市民研究員については、8ページにも書いてありますね。「(1)文書の収集、整理、保存、補修」のところで「市民と協働して」とありますし、「(2)文書の調査研究」というところでも「市民がより主体的かつ積極的に調査研究活動を行えるように」とあります。そして、8ページにも「市民研究員制度の導入」とありますので、それぞれ網羅しているのかなと思います。

・佐々木委員

8ページに国立公文書館の認証アーキビストが突如として出てくるのですが、文書館自体がアーキビストを必要としているのであれば「必要」と書けばいいですし、これから色々な高度な専門知識を身につけるための研修に参加することを保障するための文言なのか、一体どういう意図で書かれたのかなと思いました。

どんどん新しい知識が必要になってきますから、こうした研修への参加は必要になりますよ、ということと、それから国立公文書館の認証アーキビストがなぜ結びつくのかな、と思いました。和泉市の文書館がどういう施設になっていくのかということにも関係があるのかなと思います。

・委員長

市史の蓄積が「いずみの国文書館」を特徴づけるものであることは前に議論しました。もちろん歴史公文書もあわせて両輪ではありますが、何の上に立っているのかということを見ると、やはりそれは和泉市史のこれまでの蓄積の上に立っているのだということが、これまでの議論で確認できたと思います。そこがきちんと専門職員の人に理解される必要があるのではないかと思います。ところで「認証アーキビストを目指すのもよいでしょう」とありますが、簡単になれないものなのではないでしょうか。

・佐々木委員

アーカイブズ学会のものとはまた別ですよ。国立公文書館が今後どうしようとしているのでしょうか。研修を受けるだけで認証されるのであれば、そんなに難しいことではないように思います。職場が研修に参加する日程を確保して研修に出してあげれば認証されるという話ではないでしょうか。「目指すのもよいでしょう」という書き方が果たして良いのかどうか、と感じました。

館としての成り立ちというのは当然大切なものですが、アーカイブとしての機能も持っていないと施設です。そうすると、「公文書を扱うにあたっては、アーキビストとしての研修も必要です」などと書いていけばよいのではないのでしょうか。「目指すのもよいでしょう」ではなく、目指さないといけないのではないのでしょうか。

・事務局(森下課長)

私も認証アーキビストに申込みをしておりますが、どういう結果がくるかわかりませんが、条件としましては、学習院大学大学院でアーカイブズ学を専攻したか、あるいは、国立公文書館のアーカイブ研修ⅠとⅢを修了し、その上で「アーキビストの職務基準書」に定められた実務経験及び調査研究能力を有することが条件になってきます。アーカイブズ学等の体系的な教育を受けていない場合でしたら、十分な実績、実務経験と修士課程修了レベルの調査研究能力が必要です。「アーキビストの職務基準書」というものが作られていまして、公文書がメインですが各地の公文書館では地域資料も扱っていますので、そういったものも含めてアーキビストの職務です。

たしかに「認証アーキビストを目指す」という書き方が良いかはわかりませんが、専門職員として研鑽を積んでいかなければいけないということを言いたかったものです。

・佐々木委員

そういう書き方のほうがいいですね。「認証アーキビスト」の制度もまだ出来たばかりですね。

・委員長

さきほどの市史編さんの蓄積の上にあるということ、それを勉強していかなければならないということもあると思います。文化財の公共財としての性格であるとか、そういったことへの理解の上で活動できる職員で

ないといけないと思います。文書館が設立されても、それを担う人材というのがそういう人でなければいけないと思います。それをどう書けばよいのか分かりませんが、そういう点もきちんと検討していただきたいです。制度に還元できないのですが、そこはやはり和泉市として譲れない線ではないかと思います。

・事務局(森下課長)

そのことも関わって、先ほど塚田委員長がおっしゃった地域の総合調査の位置づけですが、メインかメインでないかと言われると、確かにメインではないのかもしれませんが、市史の蓄積の上に立って地域資料を調査研究していくということは、やはり欠かせない取り組みだと思います。それをどう書くかを悩んで「でもあります」という書き方をしています。メインでないと言われるとそうなのですが、ある意味メインであるとも言える気がします。

・副委員長

総合調査の成果が市史の紀要としても出されていますから、これは当然文書館へも引き継がれていくことだと思います。実際の調査研究を担う部分で大学や研究者が役割を果たすということも小さくないです。市民との関係ではやはり文書館の成果や活動の中身について、とても重要かつユニークなものとして位置づいていると思います。

・委員長

色々と議論されてきましたが、なにかご意見ありますでしょうか。

・事務局(森下課長)

今日の議論を踏まえて次回までに内容を修正しますので、この際何でもおっしゃってください。最初に言いましたとおり、「・・・すべきだ」と書いているところもあれば「・・・する必要があります」と書いていたり、「・・・を望みます」と書いているところもありますので、強調すべきところなどありましたらどうぞおっしゃってください。

それから、最初に言いました「基本理念」についても、コンパクトかつインパクトのある形で打ち出したいと思いますが、なかなか事務局で良い案が浮かばずに2ページのところで網掛けにしています。今すぐは良い案が浮かばないかもしれませんが、次回に向けてよい案をいただければと思います。

・副委員長

「はじめに」や「おわりに」には番号をつけないほうがよいかと思います。それから、「はじめに」の文章の中で「掲げる」という言葉が繰り返し出てきます。いけないわけではありませんが、多用しているなという印象を持ちました。それから、「とどめる」という表現について「留める」としていますが、「止める」のほうがよいと思います。「ここまでにしておく」という意味です。

先ほど議論になりましたアーキビストのところは、確かに佐々木委員のおっしゃるとおり特定のものを挙げて、それを「目指すのもよいでしょう」というよりは、やはりアーキビストとしての力量を持った人でなければいけないということだと思います。同時に、これまでの和泉市史の実績をじゅうぶん踏まえて、理解して、それをさらに発展させていけるような人である必要があると思います。やはり歴史研究、地域史研究のポテンシャルであるとか、理念に対する理解が求められるのかなと思います。ここに明文化することではないかもしれませんが。

あとは、市そのものとは別の組織として、諮問に答える立場から「専門の職員が何人くらい置いてもらわないと困る」という、はっきりしたことを書くということも選択肢としてはありえなくはないのかなと思います。

・島田委員

文書館ができたとして、もしかすると総合歴史資料館のようなものになるかもしれないということですが、8ページに「市史の刊行」が機能のひとつに入っていて、ここはどういうイメージなのか教えてください。

・事務局(森下課長)

市史編さん事業を引き継いで発展させていくということですので、万が一文書館の開設時に本の刊行がすべて終わっていなければ、引き続き文書館で本の刊行をしていくということになるでしょうし、文書館のほうで文書の収集、調査、研究を行い、将来的にはまた市史を作っていくということも考えられます。

・島田委員

市史が間に合わなければ、と消極的な感じもしますが、市史の編さんの事業を位置づけておくことは大切なのではないかと思います。

・委員長

それに関しては、「はじめに」で引かれている市史編さん大綱では「今回の事業だけでは、本市の歴史すべてを網羅できないので、資料の調査研究と刊行は、将来的にも別の事業で補足継続する」必要があると言われていて、私の理解では調査・研究は継続的に行っていくわけですが、同時に、調査研究にとどまらないこともあると思います。調査・研究を踏まえて、「継続的に和泉市域を対象とする地域の歴史の叙述」をすることが大切だと思います。論文や報告書だけではなくて、学校現場で使ってもらえるようなものもいいかもしれませんし、形は色々あるかもしれませんが、地域の歴史像を叙述することが必要でしょう。これは、調査・研究は相対的に独自のもので、小人数の専門職員だけでできるものではないと思いますので、地域の歴史叙述をどう積み重ねていくのか、それを継続していく中心を文書館が担うという位置づけになるのではないかと思います。ある意味、これは市史編さん事業が始まったときから想定していたものだともいえます。文書を調査研究すること、それから叙述とを継続的に行っていく必要があるのではないかと思います。それが、先ほどの市史編さん事業を引き継ぐというところに繋がると思います。

・事務局(文化遺産活用課 乾総括参事)

「おわりに」の部分は全くの白紙状態ですが、最終的には歴史叙述をして、それを市民に還元することで、そして市民が郷土愛を醸成するとか、そういうところに繋がってくることだと思います。「おわりに」で文書館を設立して、何を指すのかということは単純に文書を保管したり公開するだけではなくて、それをいかに市民に還元して、市民が和泉市に対する郷土愛を育んでいくかというそういうことに関わってくると思いますので、「おわりに」にぜひ今回・次回の議論を踏まえて議論の目標というか着陸地点を記述していきたいと思っています。

・委員長

今回の議論を再整理していただいて、次回議論したいと思います。そこで「基本理念」についても、もう少し今までの議論を踏まえた書き方ができればいいと思います。それから、最後のまとめのところについても、次回はここも含めて議論できればと思います。もちろん、本日議論を尽くせていないところも色々あると思いますので、次回また議論したいと思います。

予定の時刻が近づいてきておりますので、最後になにかご発言がありましたら。

・佐々木委員

5ページの歴史公文書に関するところで、「市の歴史、文化、学術、事件などに関する重要な情報」とありますが、「事件」の後に「災害」も入れてはいかがでしょうか。最近、非常に災害も多くなっていますので。

・事務局(森下課長)

そうですね。とりあえず今は案として他の自治体のものを参考にしているので、和泉市オリジナルのものにするために他にもご意見をいただければと思います。

・委員長

5時には終了したいと思います。他にご発言はございませんか。

無いようでしたら、以上で本日の議事は終了いたします。次回の委員会では、今回の修正点を事務局にまとめていただいたものについて審議を行いたいと思います。

また、冒頭に申し上げたとおり、会議録についてもご協力のほどお願いいたします。

・司会

以上を持ちまして、第2回和泉市文書館業務検討委員会を終了いたします。

第3回は年明け2月ごろを予定しています。また改めて日程調整のご連絡を申し上げます。